藤枝市週休２日工事（土木工事）実施要領

（趣旨）

第１条　この通達は、建設業の従業者の労働環境の改善を図るため、週休２日の取得が可能な環境づくりを推進するため必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　週休２日　対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

⑵　対象期間　工事のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間)、夏季休暇（３日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

⑶　現場閉所　対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場、現場事務所等が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

⑷　現場閉所率　対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定されるものであって、現場閉所率が２８．５％以上の場合を４週８休以上とする。

⑸　完全週休２日（土日）　対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに代わる定休日を設定してもよいものとする。

⑹　月単位の週休２日　対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

⑺　通期の週休２日　対象期間の現場閉所率が２８．５％以上の状態をいう。

（対象工事）

第３条　この要領の対象となる工事は、藤枝市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表により積算する工事とする。ただし、次に該当する工事は対象外とする。

⑴　施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事

⑵　通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等

⑶　発注者が対象工事に適さないと判断する工事。ただし契約から現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（発注）

第４条　発注者指定型により発注する。ただし、治山林道必携により積算する工事の場合は、月単位の週休２日の達成を前提とした補正係数により費用を計上し、発注する。

（県要領の準用）

第５条　前条の補正係数は、静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領（森林工事）」の規定を準用するものとする。

（実施方法）

第６条　週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

⑴　土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表により積算する工事においては、工事完成時、受注者は週休２日達成状況報告表を監督員に提出するものとする。

⑵　治山林道必携により積算する工事においては、次のとおりとする。

ア　受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出しこれに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

イ　受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更した現場閉所計画表を監督員に提出する。

ウ　監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、既定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による減額変更契約を行うものとする。

附　則

この要領は、令和２年２月１８日から施行する。

附　則

この要領は、通達の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、通達の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、通達の日から施行し、令和６年１０月１日から適用する。

附　則

この要領は、通達の日から施行し、令和７年１０月１日から適用する。

附　則

この通達は、示達の日から施行する。